平成２３年（フ）第１５０１号
横浜市鶴見区諏訪坂４番25号　ハイツ博寿１－１
債務者　鴇田　光則
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５０４号
横浜市神奈川区神大寺２丁目９番10―707号
債務者　村上麻紗美（旧姓甲斐）
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５０５号
神奈川県茅ヶ崎市十間坂２丁目１番54―105号　茅ヶ崎ダイカンプラザ
債務者　小林　真一
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５０８号
神奈川県海老名市柏ケ谷1134番地の２
債務者　関　　貴美（旧姓大貫）
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５１１号
横浜市港南区港南台７丁目42番30―303号
債務者　岩野　達徳
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９８号
京都市伏見区石田森東町23番地２　いわたの森市営住宅５―504
債務者　増田　裕子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月９日午後４時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２５１号
岡山市中区さくら住座５番５号
債務者　難波　澄男
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６４２号
東京都日野市神明１丁目６番地の２ハイムＳⅠ　Ｂ―307
債務者　舟崎　真理
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月11日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６８１号
東京都青梅市藤橋２丁目308番地の２レオパレスルピナス103
債務者　木下　美香
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月11日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３９２号
栃木県宇都宮市江曽島町1271番地８
債務者　稲村　初枝
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３９３号
栃木県宇都宮市南大通り４丁目２番４号
債務者　稲村　弥生
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１９０号
岡山市北区万成東町９番９号　フォレストヒルズ102号、住民票上の住所岡山市北区三門中町３番３号
債務者　生田真一郎
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５号
大分県宇佐市安心院町松本486番地の２
債務者　遠嶋ふさえ
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後３時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第１４２８号
横浜市戸塚区原宿５丁目31番15―406号
債務者　竹内たつ子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５８号
静岡県浜松市中区富塚町3003番地の31
債務者　三岡　啓次
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係